令和 6 年 2 月 11 日実施

令和 5 年度　板橋区手話講習会進級試験　**実践コース**

(筆記試験問題)

1.　次の文章で正しいものには○、間違っているものには×を解答用紙に記入してください。

（1）板橋区手話講習会は、入門・実践・専門・通訳養成の 4 クラスあります。

（2）板橋区手話講習会運営委員会の運営委員長は、遠藤一洋さんです。

（3）聴覚障害者の身体障害者手帳の等級は、1～7 級まであります。

（4）聴覚障害の種類には、感音性難聴、伝音性難聴、混合性難聴があります。

（5）7～8歳以降から成人後に、病気や事故により聴力を失った方を、先天性聴覚障害者といいます。

（6）聴覚に障害があっても、大きな声で話せば聞くことができます。

（7）1933年（昭和8年）に日本のろう教育は手話法から純粋口話法教育に切り替えられました。

（8）現在使われている指文字は、大阪市立聾学校の大曽根源助先生が考案しました。

（9）板橋区手話言語条例は令和元年に公布及び施行されました。

（10）2025年秋に大阪でデフリンピックが開催される予定です。

2. 次の文章を読み、（　　）に当てはまる単語を、下記の語群の中から選び解答用紙に記入してください。

（1）世界ろう者会議やデフリンピックでは（ ① ）手話で行われています。

（2）（ ② ）に古河太四郎氏が日本で初めて（ ③ ）盲唖院を設立しました。

（3）手話通訳者は、ろう者のプライバシー保護、情報保護の観点上から、（ ④ ）義務を付けられています。

（4）聴覚障害者の就労は一般的に（ ⑤ ）が多いのですが、金融機関、事務職、専門的･技術的職業、（ ⑥ ）など幅広くなっています。しかし（ ⑦ ）や（ ⑧ ）が得られないことがバリアになって人間関係や研修、昇進などに問題が出てきます。

（5）ろう者の手話通訳者派遣制度利用で一番多い分野は（ ⑨ ）です。手話通訳者がいることは、ろう者のためだけではなく、聞こえる方にも必要な情報保障になります。

（6）日本で最初の手話サークルは、（ ⑩ ）に京都で誕生した手話学習会【みみずく】です。

（ア）1963年（昭和38年）　（イ）1872年（明治5年）　（ウ）情報　（エ）知識
（オ）教育　（カ）就労　（キ）国際　（ク）アメリカ
（ケ）コミュニケーション　（コ）周囲の理解　（サ）1978年(昭和53年)
（シ）1878年(明治11年)　（ス）製造業　（セ）自営業　（ソ）公務員
（タ）アルバイト　（チ）コミュニケーション
（ツ）周囲の理解　（テ）医療　（ト）京都　（ナ）東京
（ニ）守秘　（ヌ）報告

3. 次の団体の正式名称を解答用紙に記入してください。

（1）板聴協

（2）板手サ

（3）たまいた委員会

（4）登通会

令和 6 年 2 月 11 日実施

令和 5 年度　板橋区手話講習会進級試験　**実践コース**

（筆記試験問題　解答用紙）

（ 昼 ・ 夜 ）氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

問題 1.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)

問題 2.

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

問題 3.

(1)	
(2)	
(3)	
(4)	

令和６年２月 11 日実施

令和５年度　板橋区手話講習会進級試験　**実践コース**

（筆記試験問題　解答）

問題 1.（4 点×10 問＝40 点）

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
○	○	×	○	×	×	○	○	○	×

問題 2.（4 点×10 問＝40 点）

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
キ	シ	ト	ニ	ス	ソ	チ・ウ・ケ	ウ・チ・ケ	テ	ア

問題 3.（5 点×4 問＝20 点）

(1)	一般社団法人板橋区聴覚障害者協会
(2)	板橋手話サークル
(3)	「たましろの郷」板橋後援委員会
(4)	板橋区登録手話通訳者会